

2024 年 10 月 2 日

医療機関様 各位

株式会社アプセル

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 3 丁目 11-26

Aurora ビル 5 階

TEL:06-6886-9883

FAX:06-6886-9884

令和 6 年度診療報酬改定対応 10 月施行分対応 お知らせ

オルカを令和 6 年 10 月以降操作できるように 9 月中に医療機関様で行なっていただくことを記載しております。必ずお読みください。

本案内は、FAX でお送りしておりますが、メールもしくは郵送をご希望の医療機関様はご連絡いただきますようお願いいたします。

1 本改定に伴うオルカ操作手順

本診療報酬改定でオルカでは以下の操作が必要です。貴院に不要な項目は省略し、次項へ進んでください。

1. 「プログラム更新」、「マスタ更新」（9 月 25 日の夜以降）（WebORCA は不要）

今後、診療報酬改定に対応するプログラムとマスタの不具合の修正等が予想されます。

9 月末から 10 月にかけては特に、日々の診療の合間にプログラム/マスタ更新してください

2. 特定疾患患者病名疾患区分の時限的措置の終了

患者病名の「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」関連の 11 病名は、疾患区分に「05（特定疾患療養管理料）」または「08（特定疾患療養管理料又はてんかん指導料）」が登録されていても、当該管理料を自動発生の対象から除外されていました。

10 月からは、再び自動発生するようになるので、9 月末までに以下の時限的措置対象病名の疾患区分を確認してください。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ・ 2500001 「インスリン抵抗性糖尿病」 | ・ 2500013 「糖尿病」 |
| ・ 2500014 「1 型糖尿病」 | ・ 2500015 「2 型糖尿病」 |
| ・ 8833421 「高血圧症」 | ・ 8842500 「収縮期高血圧症」 |
| ・ 4019016 「若年高血圧症」 | ・ 8840107 「本態性高血圧症」 |
| ・ 8844446 「脂質異常症」 | ・ 2724007 「高脂血症」 |
| ・ 2720004 「高コレステロール血症」 | |

3. 長期収載品の選定療養 P.3

- ・ 長期収載品の選定療養の対象医薬品を処方するとき（14（在宅）、20（投薬）、~~30（注射）~~）
かつ
- ・ 入院外の患者に、院内処方、または、後発品変更不可の院外処方をするとき

「患者希望」もしくは、「医療上の必要がある場合」等の指示が必要です。

※院外処方にて、一般名処方、（後発不可でない）銘柄名処方をする場合は、今まで通りの入力で、指示の必要はありません

※電子カルテをご使用の医療機関様は、電子カルテ側の対応に合せた入力してください

4. 医療DX推進体制整備加算 P.8

医療DX推進体制整備加算が3つの区分に細分化されます。

マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数が毎月決定します。

当該加算を10月以降算定される医療機関様は、毎月オルカにマイナ利用率の登録が必要です。

5. 経過措置医薬品の確認

令和6年9月30日で廃止となる経過措置医薬品があります。

経過措置医薬品の確認、及び入力コードの置換え・セット登録の確認等をお願いいたします。

- ・ 廃止になる経過措置医薬品の一覧は、社会保険診療報酬支払基金の経過措置医薬品情報で確認できます

経過措置医薬品情報（支払基金）

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/keikasochi/shinsajoho_01.html

- ・ 令和6年9月30日経過措置医薬品の置換えマスター一覧（ORCA 管理機構）

<https://www.orca.med.or.jp/receipt/revision/keikasoti-list.html>

※本資料では、上記3と4の対応内容について記載いたします

2 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対応について

令和6年10月から、後発医薬品がある医薬品で、先発医薬品の処方を患者が希望する場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金を患者に請求することとされました。

2.1 医薬品マスタ

厚生労働省ホームページにて長期収載品に該当する医薬品が公表されています。

対象医薬品リストについては、下記資料を参照してください。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

また、社会保険診療報酬支払基金より公表された「令和6年基本マスターに関する変更情報」に照らし、長期収載品の選定療養に係るマスタ（以下67マスタとします）が提供されました。

例

医薬品マスタ（告示）		67マスタ	
コード	名称	コード	名称
611120081	ユーロジン2mg錠	671120081	ユーロジン2mg錠（選）
610453117	ベンザリン錠5	670453117	ベンザリン錠5（選）

※医薬品マスタ（告示）は、医薬品名の前に【長】を付けます

マスタの詳細は下記資料を参照してください。

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r06kaiteijoho.files/r06kaitei_20240712.pdf

※令和6年10月診療分より、医薬品の名称検索をすると、以下の2種の医薬品が検索結果に出てきます

- ・ 医薬品名の前に【長】の付いた「医薬品マスタ（告知）」
- ・ 医薬品名の後ろに（選）の付いた「67マスタ」

選定療養するか否かに関わらず、常に「医薬品マスタ（告示）」を入力してください（「67マスタ」を使用すると、運用が煩雑になるため）

(K98)診療行為一覧選択サブ				
レキップ錠2		F9 拡大検索	F10 部分	F11 後方
		内服（全体）		
番号	名 称	単位	単価	
1	レキップ錠2mg（選）	錠	114.10	
2	【後発有長】レキップ錠2mg	錠	134.10	

2.2 入力・指示の対応が必要な場合

- 長期収載品の選定療養の対象医薬品を処方するとき（14（在宅）、20（投薬）、~~30（注射）~~の区分）
- 入院外の患者に、院内処方、または、後発品変更不可の院外処方をするとき

上記2点を満たす場合、選定療養となります。しかし、長期収載品について医療上の必要性があると認められる場合（例：医療上の必要性により医師が銘柄名処方（後発品への変更不可）をした場合）や、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合については、選定療養とはせず、保険給付の対象とします。

※在宅自己注射を処方した場合も選定療養対象となります（医療機関が院内、往診・訪問診療で注射を行った場合は対象外）

※院外処方にて、一般名処方、（後発不可でない）銘柄名処方をする場合は、今まで通りの入力です。
以下記載の入力や指示の必要はありません（【長】の付いた薬剤を入力してください）

入力内容の概要

	院内処方	院外処方
選定療養（「患者希望」）	医薬品コード（長） ＋ 指示コード（患者希望）	医薬品コード（長） ＋ 指示コード（患者希望）
保険給付（「医療上の必要がある場合」）	医薬品コード（長） ＋ 選択式コメント（医療上必要）	医薬品コード（長） ＋ （後発品変更不可） ＋ 選択式コメント（医療上必要）

2.3 選定療養（「患者希望」）の指示

選定療養とする場合の指示は2通りとなります。

①現行の医薬品コード（【長】の付く医薬品）に、システム予約マスタ（099209909：先発医薬品患者希望）を付けて算定

②67マスタを使用して算定

今回は、推奨するのは①の方法のご案内をします。院内処方・院外処方、共に同じ入力方法です。

（②の方法をご希望の場合、弊社までご連絡ください）

- 「21 診療行為」入力画面にて、患者希望とする【長】の付く医薬品を入力します
- 当該コードの直下に、システム予約（099209909：先発医薬品患者希望）を入力します
- 医薬品に対しての用法やレセプト記載のコメントが必要な場合は、その下に入力します

診区	入力コード	名称
21	.210 620004417 2 099209909 Y01001*14	* 内服薬剤 【般先長】レキップ錠2mg 【先発医薬品患者希望】 【1日1回朝食後に】

4. 院内処方の場合、会計時に「先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金に消費税分を加えた料金を選定療養分として計算します

院外処方の場合、該当医薬品について、処方箋の「患者希望」欄に「×」を記載します

処方箋									
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
000000		公費負担者番号		公費負担医療の受給者番号		保険者番号		01130012	
						被保険者証・被保険者手帳の記号・番号		1・1	
患 氏 名	テストカンジャ					保険医療機関			
	テスト患者					大阪市淀川区西中島3丁目20-8			
生 年 月 日	昭和64年 1月 1日					の 所 在 地			
	男					アプセルN診療所			
区 分	被保険者					電 話 番 号			
	割合 30%					06-6886-9883			
交 付 年 月 日		令和 6年 10月 1日					保 険 医 氏 名		精神 一步
処方箋の効力期間		令和 年 月 日 特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて 4日以内					都道府県番号		27
							点数表番号		1
							医療機関コード		2234567
患者希望		個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。 また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「✓」又は「×」を記載すること。							
変更不可 (診療上の必要)		1) レキップ錠 2mg 【1日1回朝食後に】							
		2 錠 (14日分)							

2.4 保険給付（「医療上の必要がある場合」）の入力

2.4.1 レセプト記載のコメント(選択式コメント)

長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合、選択式コメントの入力が必要です。

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）の「長期収載品の選定療養に関する取扱い」より

コード	画面名称	正式名称
820101320	医療上必要：効能・効果に差異	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
820101321	医療上必要：副作用、相互作用、治療効果に差異	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
820101322	医療上必要：ガイドラインにて切り替えないことが推奨	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
820101323	医療上必要：剤形上の違い	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
820101324	在庫状況等を踏まえ提供困難	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

※処方箋に記載するコメントは、画面名称の文言となります

※一般名処方・後発変更不可でない銘柄名処方する場合はコメント不要です

2.4.2 院内処方の場合

1. 「21 診療行為」入力画面にて、保険給付対象の【長】の付く医薬品を入力します
2. 当該コードの直下に、「//s」を入力すると、選択式コメント一覧が表示されるので、該当のものを選択して「確定」を押します

診区	入力コード	名称
21	.210	* 内服薬剤
	620004417 2	【般先長】レキップ錠2mg
	//s	

(K98)診療行為一!

F9 拡大検索 F10 部

番号	名称
C*	長期収載品の選定療養に関する取扱い
1	医療上必要：効能・効果に差異
2	医療上必要：副作用、相互作用、治療効果に差異
3	医療上必要：ガイドラインにて切り替えないことが推奨
4	医療上必要：剤形上の違い
5	在庫状況等を踏まえ提供困難

3. 医薬品に対しての用法やレセプト記載のコメントが必要な場合はその下に入力します

診区	入力コード	名称
21	.210	* 内服薬剤
	620004417 2	【般先長】レキップ錠2mg
	820101320	F医療上必要：効能・効果に差異
	Y01001*7	【1日1回朝食後に】

2.4.3 院外処方の場合

1. 「21 診療行為」入力画面にて、保険給付対象の【長】の付く医薬品を入力します
2. 当該コードの直下に後発変更不可のシステム予約（099209903）を入力します
※システム設定で、全ての医薬品を「変更不可」の設定にしている場合、省略可能
3. 次行に「//s」を入力すると、選択式コメント一覧が表示されるので、該当のものを選択して「確定」を押します
4. 医薬品に対しての用法やレセプト記載のコメントが必要な場合はその下に入力します

診区	入力コード	名称
21	.210	* 内服薬剤
	620004417 2	【般先長】レキップ錠2mg
	099209903	【後発変更不可】
	820101320	F医療上必要：効能・効果に差異
	Y01001*7	【1日1回朝食後に】

5. 処方箋の「変更不可」欄に「×」を、該当の医薬品の下に選択式コメント（画面名称）を記載します

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
000000	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
患者氏名	テストカンジャ テスト患者
生年月日	昭和64年 1月 1日 男
区分	被保険者 割合 30%
交付年月日	令和 6年 10月 2日
処方箋の 使用期間	令和 年 月 日 特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて 4日以内 に保険薬局に提出すること。
変更不可 (患者希望)	× 医療上必要：効能・効果に差異 【1日1回朝食後に】 以下余白
処方	

保険者番号	01130012	(枝番)
被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	1・1	
保険医療機関の所在地及び名称	大阪府淀川区西中島3丁目20-8 アブセルN診療所	
電話番号	06-6886-9883	
保険医氏名	精神 一步	
都道府県番号	27	点数表番号
医療機関コード	1	2234567

2.5 注意点

- ・ 公費負担がある場合も選定療養の対象となります
- ・ 【長】の付く医薬品は、システム予約（099209909：先発医薬品患者希望）もしくは、医療上必要の選択式コメントを入力していないと、「登録」を押した際、エラー画面が表示されます
 - “警告！長期収載品の選定療養に関する取扱いのコメント入力がありません”
 - “警告！後発品変更不可の薬剤ではありません。このコメントは必要ありません。”
 - “警告！長期収載品の選定療養に関する取扱いのコメント対象の薬剤入力がありません”

入力内容を確認し、訂正の上、「登録」してください

- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療においては、患者が長期収載品の処方を希望される場合の特別の料金は発生しません。これまでどおり公害認定患者の自己負担はありません。

※この取扱いについては9月30日に確認できたためシステム対応は10月中に行います。

それまでは長期掲載品に対する医療上必要のコメントがない旨のメッセージを表示しますが、
「閉じる」、「登録」で進めてください

3 医療DX推進体制整備加算

3.1 概要

令和6年10月から医療DX推進体制整備加算が3つの区分に細分化されます。

マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数が毎月決定します。

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期（診療年月）	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1（11点）	15%以上	30%以上
加算2（10点）	10%以上	20%以上
加算3（8点）	5%以上	10%以上

111703470 医療DX推進体制整備加算1（初診） 11点

111703570 医療DX推進体制整備加算2（初診） 10点

113707770 医療DX推進体制整備加算1（医学管理等） 11点

113707870 医療DX推進体制整備加算2（医学管理等） 10点

名称変更、点データ置き

111703370 医療DX推進体制整備加算3（初診） 8点

113705470 医療DX推進体制整備加算3（医学管理等） 8点

3.2 注意点

- 今後新たに当該加算を算定される医療機関様は事前に弊社までお知らせください。施設基準の登録をします
- 当該加算を10月以降算定される医療機関様は、毎月オルカにマイナ利用率の登録が必要です。算定する時期の基準となるマイナ利用率の登録がないと、当該加算は自動算定しません。必ず9月中にマイナ利用率の登録をしてください
- 当該加算を算定されない医療機関様は、マイナ利用率の登録の必要はありません
- すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている場合は改めて届出直しは不要です
- 初診、小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に自動発生します

3.3 マイナ保険証利用率の確認

社会保険診療報酬支払基金から毎月中旬頃に電子メールにより通知されます。また、「医療機関等向け総合ポータルサイト（<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>）」にログインして確認もできます。

マイナ保険証利用率には、以下の2つの利用率があります。

- 「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」
- 「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」

3.4 マイナ保険証利用率の設定

マイナ保険証利用率の設定方法は以下の通りです。

1. 業務メニュー画面の「91 マスタ登録」、「101 システム管理マスタ」を選択します
2. 管理コード「1006 施設基準情報」を選択し、有効期間一覧から最新の期間を選び「確定」を押します
3. 「医療DX」を押すと、マイナ保険証利用率を月別に入力する画面が表示されます
4. 対象年を確認し、該当月に利用率を入力して「登録」を押します

※入力する利用率は、原則として「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」ですが、令和7年1月適用分までは、「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」を用いることもできます

※令和7年2月分の算定が始まる前に、9月以降のマイナ保険証利用率が「レセプト件数ベース」としているか確認してください

	参照可能なマイナ保険証利用率の実績	
	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
10月適用分	5～7月の最高値	6～8月の最高値
11月適用分	6～8月の最高値	7～9月の最高値
12月適用分	7～9月の最高値	8～10月の最高値
1月適用分	8～10月の最高値	9～11月の最高値
2月適用分	9～11月の最高値	(経過措置終了)
3月適用分	10～12月の最高値	(経過措置終了)
...	...	...

来年1月適用分までは、2つのうちいずれか高い方を用いることができる